

○ 東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	現行																																
<p>第3 事業の内容 1 (略) 2 <u>令和元年度以降</u>交付決定分の利子助成金の交付事業 (1)～(3) (略)</p> <p>別記様式 第1号(第7の1関係) <u>令和</u> 年度利子助成金交付計画書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者名 印</p> <p>東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の1の規定に基づき、下記のとおり承認を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 利子助成金交付事業計画 (1) 利子助成金 ① <u> </u>～<u> </u>年度交付決定分(当該年度の前々年度以前交付決定分) (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">助成対象資金名</th> <th style="width: 20%;">助成対象資金 貸付金残高</th> <th style="width: 20%;">利子助成金 交付額</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	助成対象資金名	助成対象資金 貸付金残高	利子助成金 交付額	備考	(削る)				<p>第3 事業の内容 1 (略) 2 <u>平成31年度</u>交付決定分の利子助成金の交付事業 (1)～(3) (略)</p> <p>別記様式 第1号(第7の1関係) <u>平成</u> 年度利子助成金交付計画書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者名 印</p> <p>東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の1の規定に基づき、下記のとおり承認を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 利子助成金交付事業計画 (1) 利子助成金 ① <u>平成23～29</u>年度交付決定分 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">助成対象資金名</th> <th style="width: 20%;">助成対象資金 貸付金残高</th> <th style="width: 20%;">利子助成金 交付額</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>農林漁業セーフティネット資金</u> (農業経営復旧・復興対策)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>農林漁業施設資金</u> (農業経営復旧・復興対策)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>農業基盤整備資金</u> (農業経営復旧・復興対策)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>農業経営基盤強化資金</u> (農業経営復旧・復興対策)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>経営体育成強化資金</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	助成対象資金名	助成対象資金 貸付金残高	利子助成金 交付額	備考	<u>農林漁業セーフティネット資金</u> (農業経営復旧・復興対策)				<u>農林漁業施設資金</u> (農業経営復旧・復興対策)				<u>農業基盤整備資金</u> (農業経営復旧・復興対策)				<u>農業経営基盤強化資金</u> (農業経営復旧・復興対策)				<u>経営体育成強化資金</u>			
助成対象資金名	助成対象資金 貸付金残高	利子助成金 交付額	備考																														
(削る)																																	
助成対象資金名	助成対象資金 貸付金残高	利子助成金 交付額	備考																														
<u>農林漁業セーフティネット資金</u> (農業経営復旧・復興対策)																																	
<u>農林漁業施設資金</u> (農業経営復旧・復興対策)																																	
<u>農業基盤整備資金</u> (農業経営復旧・復興対策)																																	
<u>農業経営基盤強化資金</u> (農業経営復旧・復興対策)																																	
<u>経営体育成強化資金</u>																																	

合 計			

② 令和 年度交付決定分 (当該年度の前年度交付決定分)

(単位：千円)

助成対象資金名	助成対象資金 貸付金残高	利子助成金 交付額	備考
(削る)			
合 計			

③ 令和 年度交付決定分 (当該年度の新規交付決定分)

(単位：千円)

助成対象資金名	助成対象資金	助成対象資金貸付金	利子助成金	備考

(農業経営復旧・復興対策)			
塩業資金 (農業経営復旧・復興対策)			
農業近代化資金 (農業経営復旧・復興対策)			
農業経営負担軽減支援資金 (農業経営復旧・復興対策)			
合 計			

② 平成30年度交付決定分

(単位：千円)

助成対象資金名	助成対象資金 貸付金残高	利子助成金 交付額	備考
農林漁業セーフティネット資金 (農業経営復旧・復興対策)			
農林漁業施設資金 (農業経営復旧・復興対策)			
農業基盤整備資金 (農業経営復旧・復興対策)			
農業経営基盤強化資金 (農業経営復旧・復興対策)			
経営体育成強化資金 (農業経営復旧・復興対策)			
農業近代化資金 (農業経営復旧・復興対策)			
農業経営負担軽減支援資金 (農業経営復旧・復興対策)			
合 計			

③ 平成31年度交付決定分

(単位：千円)

助成対象資金名	助成対象資金	助成対象資金貸付金	利子助成金	備考

	貸付計画額	期首貸付金残高	期末貸付金残高	交付額	
(削る)					
合 計					

	貸付計画額	期首貸付金残高	期末貸付金残高	交付額	
農林漁業セーフティネット資金 (農業経営復旧・復興対策)					
農林漁業施設資金 (農業経営復旧・復興対策)					
農業基盤整備資金 (農業経営復旧・復興対策)					
農業経営基盤強化資金 (農業経営復旧・復興対策)					
経営体育成強化資金 (農業経営復旧・復興対策)					
農業近代化資金 (農業経営復旧・復興対策)					
農業経営負担軽減支援資金 (農業経営復旧・復興対策)					
合 計					

(2) (略)

(2) (略)

2 (略)

2 (略)

別記様式 第2号 (第7の2関係)

別記様式 第2号 (第7の2関係)

令和 年 度 利子助成金交付実績報告書

平成 年 度 利子助成金交付実績報告書

農林水産省経営局長 殿

農林水産省経営局長 殿

住 所
申請者名

住 所
申請者名

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

印

印

令和 年 月 日付け 経営第 号で承認のあった上記の利子助成金交付計画について、下記のとおり変更したいので、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の2の規定に基づき、承認を申請する。

平成 年 月 日付け 経営第 号で承認のあった上記の利子助成金交付計画について、下記のとおり変更したいので、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の2の規定に基づき、承認を申請する。

記

記

1 計画変更理由

1 計画変更理由

2 変更後利子助成金交付計画

別記様式 第3号 (第7の3関係)
令和 年度利子助成金交付実績報告書

農林水産省経営局長 殿
番 年 月 日
住 所
申請者名 印

東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 利子助成金交付事業実績

(1) 利子助成金

① 令和 年度交付決定分 (当該年度の前々年度以前交付決定分)
(略)

② 令和 年度交付決定分 (当該年度の前年度交付決定分)
(略)

③ 令和 年度交付決定分 (当該年度の新規交付決定分)
(略)

(2) (略)

2 (略)

別表17 (令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金)

1 (令和元年度措置に係るもの)

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1) 農林漁業セーフティネット資金 (農業経営復旧・復興対策)	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	(略)	(略)
(2) 農林漁業施設資金 (農業経営復旧・復興対策)	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		

2 変更後利子助成金交付計画

別記様式 第3号 (第7の3関係)
平成 年度利子助成金交付実績報告書

農林水産省経営局長 殿
番 年 月 日
住 所
申請者名 印

東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 利子助成金交付事業実績

(1) 利子助成金

① 平成23～29年度交付決定分
(略)

② 平成30年度交付決定分
(略)

③ 平成31年度交付決定分
(略)

(2) (略)

2 (略)

別表17 (平成31年度措置に係る利子助成対象資金)

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1) 農林漁業セーフティネット資金 (農業経営復旧・復興対策)	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金。	(略)	(略)
(2) 農林漁業施設資金 (農業経営復旧・復興対策)	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に、地震被災農業者 (地震の影響による損害を受けたことの証明を市町村長等から受けた被災農業者 (市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。) をいう。以下		

(3) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(4) 農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金		
(5) 経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金		
(6) 農業近代化資金（農業経営復旧・復興対策等）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）	(略)	(略)
(7) 農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金		

(注)
1～3 (略)

2 (令和2年度措置に係るもの)

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1) 農林漁業セー	令和2年4月1日から令和3年3月31日	最長18年	28億

			同じ。) に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。
(3) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のイ及びネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号イ及びツの資金をいう。以下同じ。）。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(4) 農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金。		
(5) 経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金。		
(6) 農業近代化資金（農業経営復旧・復興対策等）	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）。	(略)	(略)
(7) 農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金。		

(注)
1～3 (略)

(新設)

フティネット資金（農業経営復旧・復興対策）	までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	間	円 (注3)
(2) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(3) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(4) 農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金		
(5) 経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金		
(6) 農業近代化資金（農業経営復旧・復興対策等）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）	最長18年間 (注2)	2億 円 (注3)
(7) 農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金		

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に東日本大震災農業生産対策交付金事業を対象として融通されるものを除く）。
- 2 (6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の(1)に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする（ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない）。
- 3 (1)から(5)までに係る対象融資枠又は(6)及び(7)に係る対象融資枠のいずれ

かが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

別表18（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

①～⑩（略）

⑫ 令和2年2月20日から令和2年3月31日までの間に融通されたもの
（略）

⑬ 令和2年4月1日以降に融通されたもの

・資金の種類（以下同じ。）

(1) 農林漁業セーフティネット資金（農業経営復旧・復興対策）

(2) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）

（主務大臣指定施設〔災害復旧一般〕）

(3) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）

（主務大臣指定施設〔災害復旧・激甚災害（※1）〕）

(4) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）

（主務大臣指定施設〔特別振興事業（立ち上がり支援（※2））〕）

(5) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）

（主務大臣指定施設〔一般、アグリビジネス強化（※3）（立ち上がり支援）、産業動物診療施設〕）

(6) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）

（主務大臣指定施設〔環境保全型農業推進非補助、アグリビジネス強化（一般）、農山漁村経営改善対策事業〕）

(7) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）

（主務大臣指定施設〔特別振興事業（新規分野等挑戦事業）〕）

(8) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）

（災害復旧）

(9) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）

（補助〔都道府県営、水資源機構営〕）

(10) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）

（補助〔団体営〕）

(11) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）

（非補助一般）

(12) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）

（非補助・利子軽減（※4））

(13) 農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）

(14) 経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）

別表18（平成31年度措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

①～⑩

⑫ 令和2年2月20日以降に融通されたもの
（略）

（新設）

資金の種類	償還期限	実質負担利率の軽減幅
(1)	13年以下	0.10%
(2)、(3)、(8)、(13)	28年以下	0.10%
(4)、(9)、		0.25%
(5)、(6)、(10)、(11)、		0.10%

(12)、(14)		
(7)		成功判定区分が 「高」の場合 2.00% 「中」の場合 2.00% 「低」の場合 0.40%

(※1)～(※4) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉

①～⑪ (略)

⑫ 令和2年2月20日から令和2年3月31日までの間に融通されたもの
(略)

⑬ 令和2年4月1日以降に融通されたもの
(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基盤強化資 金の貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
0.10%	18年以下	0.10%	農業近代化資金の 貸付金利－農業経 営基盤強化資金の 貸付金利水準

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0.10%	0.10%

(2) 農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉

①～⑪ (略)

⑫ 令和2年2月20日から令和2年3月31日までの間に融通されたもの

⑬ 令和2年4月1日以降に融通されたもの

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0.10%	0.10%

(※1)～(※4) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉

①～⑪ (略)

⑫ 令和2年2月20日以降に融通されたもの
(略)

(新設)

(2) 農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉

①～⑪ (略)

⑫ 令和2年2月20日以降に融通されたもの

(新設)

(注)
1・2 (略)

(注)
1・2 (略)

附 則 (令和2年3月31日元経営第3168号)
この通知は、令和2年4月1日から施行する。